

現代アメリカの自由守る市民運動

——『ピープル・フォー』を中心として——¹⁾

蓮 見 博 昭

I. はじめに

アメリカ合衆国で1990年代に入り、Religious Rightと呼ばれる宗教保守主義政治運動が再び活発化してきたが²⁾、それに対抗する進歩派の活動も盛んになり、この国の民主主義政治が全体として再活性化する結果をも示し始めた。しかし、アメリカ国内でも Religious Rightの方はマスメディアなどで脚光を浴び、それに関する各種の研究も進んできたが、進歩派の動きはそれほど注目されていない。Religious Rightの研究で知られるイギリスの宗教社会学者ブルース(Steve Bruce)は、「Religious Rightへの初期の多くの反応の特徴は、その支持者たちの結束と献身を誇張した点にあったが、それに伴って様々なリベラル集団のパワーと影響はしばしば、ほとんど完全に無視された」と書いている。³⁾

本稿は、アメリカの Religious Rightに対抗する進歩的組織のうち、市民運動の性格が強くユニークな活動が重視されるようになった People for the American Wayに焦点を当てて、その活動が憲法上の各種市民的自由を擁護するため、どのような役割を演じてきたか、それに伴っていかなる問題点があるか、などを考察していくものである。

People for the America Wayの団体名を翻訳することは困難だが、強いて訳せば「アメリカ様式擁護民衆連盟」ということになろう。ただ、同団体自身は略称として、PFAW⁴⁾と、People Forを使っているので、本稿では原則として「ピープル・フォー」と略することにする。また、ピープル・フォー

は自らを「リベラル」とは呼ばず、「進歩的」(progressive)と称しているので、進歩派と呼ぶことにしたい。Religious Rightの訳語についても、筆者は、日本でしばしば使われている「宗教右翼」が不適当であると考えており、「宗教保守運動」で統一していく。

以下では、ピープル・フォーの進歩派内での位置付け、創設の経緯、活動の全容を概観した後、それをめぐる問題点の検討と、プラス面の評価を行っていく。これらを踏まえて、アメリカの文化的な保守派と進歩派の間の、いわゆる「文化戦争」(Culture Wars)の行方、引いては、この国の政治の方向にピープル・フォーがどのような影響を与えるかを考えていきたい。

II. 進歩派内での位置付け

政治学者のウェバーとジョーンズ (Paul J. Weber and W. Landis Jones) が編集したアメリカ宗教関係利益集団名鑑 (1994年刊)⁵⁾などによると、年間予算の面から見て規模が最も大きい進歩派集団は、特殊なものを除いて、大体次の4つであると言える。

- 1) American Civil Liberties Union (アメリカ自由人権協会。⁶⁾ ACLU。
1920年創設)
- 2) Anti-Defamation League of B'nai B'rith (ユダヤ人共済組合・
名誉毀損防止同盟。ADL。1913年創設)
- 3) National Council of the Churches of Christ in the U.S.A. (全
米キリスト教会協議会。NCC。1950年創設)
- 4) People for the American Way (アメリカ様式擁護民衆連盟。PFAW。
1980年創設)

このうち、1)と2)はそれぞれ、反戦主義政治犯の救済およびユダヤ人排斥との闘いから一般国民の人権擁護運動に発展してきたもので、どちらも法廷闘争が最も得意とする分野とされている。これに対し、3)は、進歩的なプロテスタント主流諸教派とギリシャ正教を代表する全国組織で、1960年代までは政治に対しても大きな影響力を持っていた。

以上の3つは長い歴史を持っているのに対し、4)のピープル・フォーは、

創設以来まだ十数年しか経ていない。しかし、宗教保守運動とその批判勢力の研究者であるジョースタッド (Erling Jorstad) などは、「宗教保守運動批判勢力の中で最も影響力があり、最も論議を呼んできたのは明らかにピープル・フォーである」と言っている。⁷⁾ ブルースも「全国レベルでは、ピープル・フォーが宗教保守運動に対する極めて効果的な対抗勢力になり、莫大な資金を調達して、宗教保守運動と同様に高度なテクノロジーを使ってそれに対抗できるようになった」と評していた。⁸⁾

ピープル・フォーは元々、専ら宗教保守運動に対抗することを主目的にして創設された団体であり、その点から見れば他の団体より効果的なののは当然とも言えよう。特に、後述する通り、市民を啓発し組織化するという草の根運動に力を入れてきた点では、最もユニークであり、その面で宗教保守運動に直接対抗できる数少ない団体の一つと見なすことが出来る。

ピープル・フォーは、共和党保守派のレーガンが大統領選挙に当選した1980年に、人気のあるテレビ・プロデューサーだったリヤ (Norman Lear) が、「アメリカ民主主義を毒している宗教保守運動に反撃する」⁹⁾ ため創設した。リヤは最初にテレビ・コマーシャルで、「政治的観点によって、あなたは良いクリスチャンだ、悪いクリスチャンだと言うことは、たとえ牧師でも間違いであり、アメリカ様式ではない」と全国に訴えた。5000万人のアメリカ人がこのコマーシャルを見て、そのうち数万人が寄付や支援を申し出て来たという。

同時にリヤは、宗教界、政界、経済界のリーダーたちで、「過激主義の増大に対抗したいという願いで一致した」人々を結集し始めた。この2つのグループがピープル・フォーの核になったとのことである。折りしも、宗教保守運動側では、「モラル・マジョリティ」(Moral Majority。1978年創設) がレーガン政権の支持も受け、日の出の勢いで政治的影響力を強めていた。ピープル・フォーは、台頭するマスメディアの技術をフルに活用してこれに挑戦していくた。

また、ピープル・フォーは1982年にMoral Alternatives、85年にはCitizens for Constitutional Concernsという団体をそれぞれ吸収合併して組織を拡大してきた。¹⁰⁾ 現在、全国に総数30万人近い会員と、首都ワシントンに本部、

ニューヨーク、アトランタ、ロサンゼルス、ボルダー（コロラド州）、インディアン・ロックス・ビーチ（フロリダ州）、オースチン（テキサス州）の6カ所に支部を持つ。本部などには、法律家、ロビイスト、調査マン、政策アナリスト、オルガナイザーその他の専門スタッフ約75人を抱えている。ロビー活動などのためには、People for the American Way Action Fundという別働隊もある。会員総数は、現在最も活発な宗教保守運動団体であるクリスチャン・コアリション（Christian Coalition。1989年創設）の170万人とは比較にならないが、同じ進歩的人権擁護団体の「アメリカ自由人権協会」（ACLU。28万人）とはほぼ同じである。ただ、ACLUは上述の通り歴史が長く、法廷闘争に力を入れてきただけに、150人前後の専門スタッフと、50州全部に支部を持っている。¹¹⁾

III. 憲法上の自由擁護する活動

次に、ピープル・フォーの主な活動を概観していってみよう。筆者はその各種刊行物などを広範かつ子細に検討した結果、その活動を次のように分類できると考える。

〔内容・対象別分類〕

- (a) 言論・表現・学習の自由擁護活動
- (b) 信教の自由擁護活動
- (c) マイノリティーの公民権擁護活動
- (d) 有権者の教育・登録促進活動
- (e) 進歩的な法案の通過促進活動
- (f) 超保守的な法案の通過阻止活動
- (g) 司法府などの超保守化阻止活動
- (h) 功労者の表彰活動

〔方法別分類〕

- (イ) 調査・広報活動
- (ロ) 議会などへのロビー活動
- (ハ) 法廷闘争活動

(ニ) 市民啓発・組織化活動

(ホ) 青少年教育活動

(ヘ) 被害者救済・支援活動

まず(a)の言論・表現・学習の自由擁護活動は、全国公立学校・公立図書館の教材・蔵書や、各種の芸術作品・芸術家・芸術関係団体への「検閲」など政治的・一方的な圧力を排除し、被害者を訴訟などで救済・支援していくこうというもの。ピープル・フォーの本部では、この活動を「教育政策部」と「芸術救済部」(artsave)の二つに分けている。全国各地の教育委員会を支配して公立学校などへの影響力を一挙に強めようとしてきた宗教保守運動に対抗して、教育委員選挙をめぐり地元市民を啓発・組織化することも、この活動の延長である。

検閲の試みについては、1983年から毎年、『学習の自由への攻撃』(Attacks on the Freedom to Learn)と題する膨大な調査報告書を、92年からは『攻撃受ける芸術の自由』(Artistic Freedom Under Attack)をそれぞれ発表してきた。『学習の自由への攻撃』最新版(1994~95年度版)は240ページにわたるもので、全国の教員、図書館司書、学校当局者、両親へのアンケート調査、会員や関係者からの通報、地方新聞記事の精査などを通じ、誰が何を問題にし、その結果どうなったかの具体例を豊富に収集して分析している。それによると、この年度には49州で合計458件の「チャレンジ」が確認され、このうち338件は検閲の試みだった。内容的には、同性愛や性教育、下品な言葉使い、宗教関係が最も多く対象になっているという。¹²⁾

検閲関係で注目されるのは、ピープル・フォーが、日本流に言えば、「検閲110番」無料電話サービスと呼ぶべき活動を1991年から始めたことである。検閲を通じた非難・圧力と格闘する芸術家や教育関係者、両親などが自由にピープル・フォーの専門家たちに相談や救済・支援を求めて来られるようにしたものである。¹³⁾

全国の教育委員選挙でクリスチャン・コアリションなどの宗教保守運動は保守的な教会組織を通じた「隠密選挙運動」(Stealth Campaign)によってその活動家を大量に当選させ、94年春ころまでに全米の教育委員会総数の約15

%をコントロールするに至ったと言わされた。¹⁴⁾ これは主として、教育委員が重要な役割を演じてきたにもかかわらず、その選挙は一般に余り関心を呼びず、投票率が低いのが普通だったため、宗教保守運動が支持者を動員しやすかつたことによるものだとされている。¹⁵⁾

これに対し、ピープル・フォーは他の進歩派組織とも協力して、宗教保守運動への巻き返しを図ってきた。例えば、1996年5月にニューヨーク市で実施された教育委員選挙では、ピープル・フォーが100近くの組織を“Good Schools '96”と呼ぶ連合体にまとめ、全立候補者にアンケート調査を行って、その身元や政見を聞き出し、有権者に提供した。ピープル・フォーが明らかにしたところによれば、そのスタッフやボランティアたちは投票日までに、合計5万回以上の電話をかけまくり、25万部の有権者ガイド（パンフレット）を配り、合計32の学校区で総計288人の教育委員を選ぶ選挙で87人の候補を推薦、約70%を当選させたという。¹⁶⁾

次の（b）信教の自由擁護運動は最近では、主として公立学校での集団的・強制的な祈りへの反対運動に集中されている。公立学校における集団的・強制的祈りは連邦最高裁判所によって何度も禁止されてきたため、各州の州法や住民発案で実施しようとする動きが高まってきた。これに対し、ミシシッピ州エクルーのハーダール夫人（Lisa Herdahl）が1993年に、公立学校の教室で州の定めた祈りを組織的にさせるのは違憲であると提訴した。これは途中で、ピープル・フォーとACLUが引き継ぎ、結局96年6月、ハーダール夫人側が勝訴する判決が下った。¹⁷⁾

信教の自由ないし政教分離の問題をめぐっては他の地域でも市民グループなどから訴訟が起こされていて、ピープル・フォーがACLUなどと共に支援している場合が多い。

この分野で近年特に大きな論議を呼んだのは、連邦最高裁が1990年に、宗教の自由な活動を保証してきた憲法の規定（修正第1条）を弱める「スマス事件」判決を出したことである。このため、政府による不当な干渉から宗教の自由を守る「宗教的自由回復法案」（Religious Freedom Restoration Bill）が議会に提出され、その審議はかなり紛糾したが、93年になってようやく両院

を通過、クリントン大統領の署名を得て成立した。これについても、ピープル・フォーは同法案の通過に積極的に努力してきた。¹⁸⁾

(c)マイノリティーの公民権擁護活動は、人種差別問題に関する教育・広報活動や、同性愛者の公民権剥奪運動への反対活動が中心になっている。ピープル・フォーは1992年に「民主主義の次世代——人種問題に関するアメリカ青少年の調査研究」と題する全国調査を実施し、その結果、若者たちの間で人種差別意識が高まっているのに、これに対し何の措置もほとんどとられていないことが判明したという。しかし、人種問題について若者たちを教育する可能性があることも分かったので、STAR (Students Talk About Race) というユニークな人種問題学生トーク・プログラムを開発した。¹⁹⁾

これは、関心のある大学生をボランティアとして募集し、専門家が訓練して、中学・高校に派遣、教室での人種問題討論をリードさせるというもの。年齢の余り違わない大学生たちが指導する点が好評で、このプログラムは最初、ノース・カロライナ州で実験的に行われた後、教員などの全国組織である「全米教育協会」(NEA) の協力も得て、カリフォルニア、ワシントン、ネバダ、ジョージアの各州にも広がっている。

また、大学での人種差別問題については、「象牙の塔での憎しみ」(Hate in the Ivory Tower) プログラムを通じ、大学の管理者や教授陣が多人種の学生グループ間で相互に尊重し合うことを促進する計画を作成・実施するための技術援助を提供している。

同性愛問題では1993年に、『敵対的な風潮——アンティ・ゲイ活動に関する各州別報告書』(Hostile Climate : A State-by-State Report on Anti-Gay Report) を発表、全米で増加する同性愛者から公民権を奪おうとする動きを詳細に明らかにした。これに対する具体的な反対行動の例としては、アラバマ州コブ郡当局が、同性愛非難決議と郡が助成する美術品の管理強化条例（同性愛などを題材とする美術品を排除しようとするもの）を採用しようとした際、ピープル・フォーのスタッフと地域の会員たちが市民たちの反対運動を支援したことが挙げられる。しかし、同性愛非難決議は強行採択された。美術品管理強化条例案は取り下げられたが、その代わり美術品への助

成金は全廃されてしまった。²⁰⁾

同性愛のテーマは公立学校の教材や美術品の検閲でも絶えずヤリ玉にあげられている。また、94年には10州でアンティ・ゲイの住民投票を実施しようとするキャンペーンが行われたという。実際に投票が行われたのは、オレゴン、アイダホ両州だけで、どちらも否決されたが、宗教保守運動は宗教的な立場から同性愛を罪悪視し、罪人には公民権を制限すべきだという考え方で活動していることは間違いない。

(d) の有権者教育・登録促進活動は、教育委員選挙などで宗教保守運動が大幅に進出したのは一つには、一般有権者の関心や投票率が低かったためだという反省から始まった。特にアメリカでは、ほとんどの選挙で投票するためには、有権者が事前に自ら登録しておかなければならず、このことが投票率を低くする結果になってきた。ことに投票権年齢は1971年にそれまでの21歳から18歳に引き下げられたのに、18-21歳の層の投票率は76年以来の大統領選挙でも毎回30%台にとどまっている。

このため、ピープル・フォーは91年から主として高校3年生を対象とした有権者教育・登録促進プログラム「ファースト・ヴォート」(初投票)を開発、「片手に高校卒業証書、片手に有権者登録証を」をキャッチフレーズとして、フロリダ州を皮切りに全国の公立高校に採用を働きかけてきた。その内容は、卒業までに18歳の誕生日を迎える高校3年生に社会科や公民科の授業の一貫として、選挙や有権者登録の重要性を分かりやすく説明したビデオを見せ、質疑応答やディスカッションを通じ理解や認識を深め、最後に実際の有権者登録用紙を配って登録させるというもの。カーネギー、フォード両財団などの財政援助を受けてその教材は原則無料で配付されている。²¹⁾

有権者教育・登録促進のためのプログラムはすでに何種類か開発されているが、ピープル・フォーのものは一番簡便なこともある、「女性有権者同盟」「大都市学校評議会」など関連団体の推薦も受け、ミズーリなど5州では州当局が積極的に全州で採用する音頭を取ってきたという。

また、有権者登録の手続きを簡素化するなどして登録の機会を大幅に増大させることを各州に義務付ける「全国有権者登録法案」(National Voter

Registration Bill) が議会に提出され、92年にブッシュ大統領が拒否権を発動したものの、93年にそれを覆して成立した。ピープル・フォーはこの場合にも一貫して同法案成立のためのロビー活動を続けてきたばかりでなく、同法の順守をはっきり拒否したペンシルベニア州当局を94年に提訴している。²²⁾

IV. 超保守化を阻止する活動

ピープル・フォーが議会通過を促進するため活動した主な法案としては次のようなものが挙げられる。

- 1) 「公民権回復法」(Civil Rights Restoration Act) ——最高裁が1984年にグローヴ・シティー対ベル事件で学校における女性差別禁止規定の適用範囲を大幅に狭める判決を出したため、これを是正しようとしたもの。レーガン大統領が拒否権を発動した結果、下院指導部（民主党）がピープル・フォーにも緊急に支援活動を要請、88年拒否権を覆して成立。
- 2) 「1991年公民権法」(Civil Rights Act of 1991) ——1989年に新たな最高裁多数派によって複数の差別撤廃法規が弱められたため、それを回復させるためのもの。91年成立。
- 3) 「中絶情報提供禁止規定 (gag rule) 撤廃法案」——91年に議会を通過したが、ブッシュ大統領の拒否権は覆せなかった。
- 4) 「宗教的自由回復法」(Religious Freedom Restoration Act) ——すでに前述した。
- 5) 「全国有権者登録法」(National Voter Registration Act) ——前述。また、ピープル・フォーが議会通過を阻止しようとした法案の例としては、次のようなものがある。
 - 1) 国旗焼却禁止の憲法修正案 (1989年) ——ブッシュ政権は、政治的意見表明の手段として、アメリカの国旗を焼くことを禁止する憲法修正を推進していた。これに対し、最高裁は、国旗焼却禁止のテキサス州法を否定する判決を出し、一応決着した。
 - 2) 「全米芸術振興基金」(NEA。1991年) や「公共放送協会」(CPB。92年)への政府支出予算案に両機関の自主的運営を大きく傷つけるような修正条

項をつけようとした動き——市民活動家たちを動員して議会に電話や手紙の攻勢をかけて阻止。

3) 連邦教育資金供与法案へのハンコック修正案(94年)——同性愛について最も否定的なもの以外のいかなる情報を提供する学校へも連邦教育資金援助をカットするという案で、ピープル・フォーその他からの強い圧力で、大幅に改訂され、狭い文言に止まった。

一方、ピープル・フォーは、超保守的な人物が最高裁判事など影響力の大きい公職に任命されるのを阻止する活動も続けてきた。その主なものは次の通り。

- 1) レーガン政権時代のミース大統領顧問（のちの司法長官）は宗教保守運動の活動家エリングウッド（Herbert Ellingwood）を連邦裁判所判事選考担当スタッフに指名したが、ピープル・フォーが警告、有力上院議員らがホワイトハウスに撤回させた。
- 2) 宗教保守運動の代表的指導者であるロバートソン（Pat Robertson）が86年の大統領選挙に共和党から出馬する意向を明らかにした直後、ピープル・フォーは、彼の「政治的過激主義」や政教分離原則への「攻撃」を明らかにする関係資料集やビデオテープを大量にメディアに提供した。
- 3) ボーク（Robert Bork）連邦高裁判事が87年にレーガン大統領から最高裁判事に指名された際、その超保守的な経歴を調査して公表すると共に、他の進歩派団体とも協力して、阻止のためのロビー活動や広報活動を大規模に行った。この時、ピープル・フォーだけでテレビや新聞の広告などに総額100万ドル以上つかったと言われている。²³⁾
- 4) ルカス（William Lucas）司法省公民権局長の任命を葬った（1989年）。
- 5) ライスカンプ（Kenneth Ryskamp）連邦高裁判事の任命も阻止（1991年）。
- 6) トーマス（Clarence Thomas）最高裁判事の任命を阻止する活動も行ったが、失敗に終わった（91年）。

最後にその他の活動として、功労者の表彰がある。ピープル・フォーは1985年以来毎年、憲法上の自由の精神を高め広めた功労者に「自由の精神」賞

(Spirit of Liberty) を贈呈、ニューヨークの一流ホテルで授与式を行ってきた。受賞者の中には次のような人々が名を連ねている。

Andrew Heiskell (タイム社元会長), Bill Moyers (ジャーナリストで、カーター大統領の報道官), Walter Cronkite (テレビ・ニュースキャスター), Barbara Jordan (女性連邦下院議員), Ted Turner (CNNテレビ放送会社の創立者), Arthur Krim (映画プロデューサー), James Rouse (建設業者で慈善家), Garry Trudeau (プレス・シンジケートの漫画家)。

V. 対決路線が修正される可能性

以上のように、ピープル・フォーは多方面な活動を精力的に続けてきているが、アメリカのメディアや学界では一般に進歩的な傾向が強いこともあって、ピープル・フォーとその活動に対する総じて好意的であると言えよう。ピープル・フォーが思想的、政策的に概して民主党に近いとはいえ、政党色を出来るだけ打ち出さず、かなり幅広い層に訴える努力をしてきたことも評価されていると考えられる。教育委員選挙以外の選挙にほとんど関わらない点も指摘出来る。

例えば、組織の幹部には共和党の元活動家なども含まれている。初代理事長 (President) のポデスタ (Anthony Podesta) は、ケネディ大統領やフェラーロ民主党副大統領候補のスタッフを経て、ピープル・フォーの創設に参加した人物だが、2代目理事長のクロップ (Arthur J. Kropp) は、ロックフェラー派の共和党員だった。学生時代はフォード大統領のための学生キャンペーンを指導、大学卒業後は共和党全国委員会のスタッフをつとめ、ニューヨークでロックフェラー派の選挙運動に参加した経歴を持っていた (1995年エイズのため病死)²⁴⁾ その他、カリフォルニア州サンディエゴ郡の教育委員選挙などで宗教保守運動に対抗する市民運動を指導した有力会員のブララック (Kenneth Blalack) などは、「ゴールドウォーター系の保守派」をもって自ら認じている。²⁵⁾

また、ブルースによると、「リベラル側も、巧みな自己提示 (self-presentation) に熟達するようになった。ピープル・フォーやその他の同様

な組織は、公然たる世俗主義者と見なされる悪影響に注意して、申し分のない保守的な神学的背景を持つキリスト教徒たちから支持されていることを強調してきた」という。²⁶⁾ ブルースが例に挙げているのは、バプティスト派牧師のブキャナン (John Buchanan), ダン (James Dunn), 保守的ルーテル派牧師のバーグストローム (Charles Bergstrom) らだが、このうち、ブキャナンとバーグストロームは早くから、ピープル・フォーの理事会にずっと名を連ね、ブキャナンは、理事会議長や筆頭副理事長もつとめたことがある。

ただ、クリスチャン・コアリションなど宗教保守運動の指導者たちが、ピープル・フォーを「極左組織」(radical left organization) と呼んでいること、²⁷⁾ は、お互い様だとしても、中立的な学者が、ピープル・フォーなど進歩派自体「不寛容」を示していると指摘していることは、見過ごしには出来ないであろう。一例を挙げると、ハンターは、「(進歩派も保守派も) どちらも、ライバルたちを主流から外れた過激派だと決め付ける基本的な理由は、相手が社会的、政治的、宗教的な不寛容の攻撃的なプログラムを具現し表現していると熱心に信じている点にある。この信念は、進歩的なビジョンを固守している人々の間で特に顕著である」と書いている。²⁸⁾

また、ハンターは、「リベラルが絶対主義に向かう傾向は、われわれがリベルアルな市民性 (civility) のシンボルである対話を考えた場合、一層はっきりする。進歩派グループは、対話志向を表現することを好む一方で、保守派グループとの対話を実際に求めた兆候はほとんどない」とも指摘している。²⁹⁾ 確かに、ピープル・フォーは自ら「不寛容に反対する声」を標榜してきながら、宗教保守運動に対決しようとする余り、保守派に対しては不寛容になってしまい、対話への努力をする余裕もほとんどなかったと言えよう。ただ、この点については、宗教保守運動に反対する運動を続ける資金を集めるため、宗教保守運動の脅威を誇張する必要があったのだと説明する研究者たちもいる。³⁰⁾

これと関連して、ピープル・フォー首脳部に内部対立がある点が明らかになったことや、会費収入を初め総収入が伸び悩み状態にあることも、注目される。8年間2代目理事長をつとめたクロップが1995年6月に病死した後、ア

アンドリューズ（Tom Andrews）が理事長に就任していたが、96年3月僅か1年間足らずで辞任した。ピープル・フォーの機関紙『PFAW ニューズ』によれば、辞任の理由は、ピープル・フォーの「将来の方向をめぐる理事会首脳部との真摯な不一致」にあったとのことである。³¹⁾ それ以上の詳細は明らかでないが、1) アンドリューズは外部から理事長としてリクルートされた人だったこと、2) 後任の理事長には、前々から理事をしてきた市民活動家出身のシールズ女史（Carole Shields）が選任されたこと、3) それと前後して理事会議長に創立者のリヤが再び就任したこと——などを考え合わせると、リヤを中心とする理事会首脳部のこれまでの路線をアンドリューズ理事長が変更させようとしたことも考えられる。

また、年次報告各年版に掲載されている収支報告によると、ピープル・フォーの収入の推移は別表の通りである。クロップ理事長（当時）は94年の年次報告で「われわれの会員名簿は記録的なテンポで増大している」と述べていたにもかかわらず、³²⁾ 特に会費収入は90年代に入り一貫して減り続けている。88年当時、会費収入は総収入の56%を占めていたのに対し、93年には、38%に落ちてしまった。それだけ、外部からの特別寄付や各財団からの贈与に依存する割合いが高まってきたわけである。

〔別表〕 ピープル・フォーの収入の推移

(単位 千ドル)	総 収 入	会 費	特別寄付	財団贈与
1988年	6,853	3,872	1,190	611
89年	7,229	3,932	1,305	528
90年	6,729	2,960	1,160	874
91年	6,646	2,939	1,505	814
92年	6,524	2,825	1,014	915
93年	6,558	2,508	1,601	1,001

(注) ピープル・フォーの年次報告各年版から作成。Action Fundの分を含む。

ピープル・フォーが今後、宗教保守運動などと厳しく対立する従来の路線を緩和・変更していくことは、進歩派と保守派の不毛な抗争を出来るだけ避

けて対話・和解の方向へ進んで行くために非常に望ましいことだと言えよう。ただ、それでは、ピープル・フォーの特色が薄れ、収入がますます減る恐れもあることになろう。このような面でピープル・フォーは今、大きなジレンマないし岐路に立たされていると言えるかも知れない。

他方、まだそれほどはっきりしたものではないにしても、ピープル・フォーがこれまでの路線をある程度変える兆候ではないかと思われる動きも認められる。それは、一言言えば、宗教ないし宗教心をもっと重視していこうというものである。創立者のリヤなどはすでに数年前から、徐々に軌道修正を始めていたのではないか、とする見方もある。例えば、保守系の『ナショナル・リビュー』誌は1990年1月に、リヤが「アメリカ宗教アカデミー」で行った講演で、「アメリカ文化における靈的な空虚さ」を嘆き、「それは教室から宗教を排除したことと関係があるかも知れない」と述べたことを取り上げ、「ピープル・フォーの政策課題の一部を余りにも極端に進め過ぎたことがリヤにも分かってき始めた」ので、「夜明けの曙光」と呼ぶべきものであろうと評していた。³³⁾

最近では、ピープル・フォーのシールズ新理事長が機関紙上で、監督教会派司祭のブルックス (Robert J. Brooks) 理事の言葉を引用して次のように書いている。

「『進歩派は、ファンダメンタリストたちの最良の本性に訴えるため、信仰や諸価値を盛り込んだ言葉を使う必要がある』とブルックスは忠告している。(中略) われわれの多くの会員や潜在的な協力者たちは、自分たちの生活が信仰によって深く決定付けられていると考えていることを、われわれは組織として、もっと積極的に認めなければならない。われわれは、彼らが自分たちの信仰を、われわれの諸価値や使命、きわめて重要な仕事に関する継続中の討議の一部にすることは歓迎しなければならない。」³⁴⁾

アメリカ人は、非常に宗教的な国民だと考えられてきただけに、シールズ理事長が書いていることは当然だとも言えよう。しかし、ピープル・フォーとしては従来、このようなことは強調してこなかったことも事実であろう。ピープル・フォーが94年にワシントンの調査機関に委託して実施した世論調

査でも、アメリカにおける宗教の役割低下を強く懸念する意見が多かったことが明らかになっていた。このため、この調査機関 (Peter D. Hart Research Associates, Inc.) は、進歩派も、アメリカが道徳的諸価値の深刻な退廃を経験しているというアメリカ国民の強い確信に語りかけるべきであり、しばしばリベラルな社会的諸価値を持っていない教育程度や所得水準の低い有権者たちに手を伸ばす必要がある、と勧告している。³⁵⁾

VI. 注目される新しい動き

ピープル・フォーが全体として宗教重視へ軌道修正し、さらに宗教保守運動との対決路線から対話路線へ移行し始めたかどうかは、まだはっきりしていない。しかし、具体的な争点の中で特に同性愛の問題は、アメリカ人の宗教心との関連で、ピープル・フォーが国民感情と対立する立場にあり、その扱いは非常に難かしいと考えられる。

ギャラップ世論調査所の調査（1993年）でも、同性愛者の権利を擁護する運動に活発に参加する人々に好感を持つ者は37%だったのに対し、好ましくないと思う者は56%に達した。³⁶⁾ これは、同じ宗教心に関する争点でも、中絶などの場合とは事情が大きく異なっている。同じ年のギャラップ調査で、「いかなる場合でも中絶を非合法にすべきだ」は僅か13%に止まり、「合法化」支持は「ある条件下で」を含め83%にも上ったのとは対照的である。³⁷⁾ したがって、ピープル・フォーは、同性愛そのものを肯定・促進しようとしているわけではなく、同性愛者から不当に公民権を奪い、制限しようとする動きに反対しているだけである点を鮮明にしていく必要があろう。言うまでもなく、同性愛者は宗教的には罪を犯していると見なせるかも知れないが、法律的には決して犯罪者ではないからである。最近のアメリカでは、法律的な犯罪者の公民権も損われないよう保護していくこうとする空気が強まっており、まして同性愛者においておや、だと言えよう。

ただ、同性愛者の権利や女性の中絶権を擁護する運動の活動家たちは、一般人やメディアの関心を引こうとする余り、過激な行動に出ることも批判の対象になっている。ハンターによると、1989年12月のある日曜日の朝、こうし

た運動の活動家たち数千人がニューヨーク市中心街にあるカトリックのセンター・パトリック大聖堂周辺でデモを行ったが、その一部が大聖堂内に乱入、ミサの最中にベンチの上に立って、拳やコンドームを振りかざし大声で、カトリック保守派や宗教保守運動の同性愛・中絶反対に抗議したという。³⁸⁾ ピープル・フォーがこのような進歩的過激派と同一視されるとすれば、大きなマイナスになることは間違いない。特に、ピープル・フォーが今後、宗教重視へシフトし、宗教保守運動とも対話を試みていこうとするのであれば、その面で誤解を招かないようにしていかねばならないであろう。

他方、アメリカでは最近、Religious Rightに対するReligious Leftの動きも活発化し始めたと伝えられており、ピープル・フォーの路線にも影響を与えていく可能性も予想される。政治専門誌『ナショナル・ジャーナル』によれば、Religious Leftは1970年代以来、政治勢力として取るに足らなかつたが、このような情勢は変わりつつあるようだとのことである。進歩派の牧師、司祭、ユダヤ教教師らで積極的に発言する者がますます増えてきており、多くの民主党幹部などもこれに耳を傾けるようになったという。³⁹⁾

その中には、「アメリカの保守的政治に宗教的ファンダメンタリストたちが熱心に参加してきたことは、民主主義のために健全なことであり、信仰に基づくリベラル派も、勤勉と妥協と巧みな戦術によっていかに政治的影響を達成するかの教科書的模範としてそれを学ぶべきである」という進歩派カトリック司祭（イエズス会系のリベラルな雑誌『アメリカ』の編集者）の意見もある。

このような意見は、宗教保守運動と進歩派が互いに相手を非難・否定し合い、不毛な抗争を繰り返してきた従来の状況とは、かなり異質のものであることは言うまでもない。この点と関連して注目を引くのは、先にも触れた「宗教的自由回復法案」が最終的には、進歩派も宗教保守運動も含む広範な支持を得て成立した事実である。

同法案は前述のように、アメリカ・インディアンの宗教的礼拝で伝統的に使用されてきた幻覚剤ペイヨーテの使用を禁止したオレゴン州法を連邦最高裁が合憲と認め、憲法修正第1条の「宗教の自由な活動」保証を狭く解釈し

たため、これを元に戻そうとして提出された。これは、民主党のソラーズ（Stephen J. Solarz）下院議員が90年に初めて提案したもので、これを支持する各宗教団体は、このペイヨーテの例の他にも、個人の宗教活動の権利がしばしば侵害されてきた事実を理由に、巻き返しを図る必要があると、活発なロビー活動を行った。⁴⁰⁾

しかし、共和党やカトリック教会は、この法案が通ると、将来中絶の権利が正式に制限される場合でも、宗教的な理由で中絶を認めざるを得ないことも起こり得る、などの理由で反対した。これに対し、ソラーズ議員らはその後も毎年辛抱強く同じ法案を提出、93年には、この法律が各州の中絶制限に挑戦するため利用されないよう保証する文言を加えて、反対派を納得させた。上院側の同法案提案者だったケネディ（Edward M. Kennedy）上院議員は、バプティスト派やローマ・カトリック関係団体からアメリカ自由人権協会（ACLU）まで広い支持を得たことを強調、「これらの組織が意見一致することは多くないが、この法案を通す必要性では合意したのだ」と述べていた。⁴¹⁾ 因みに、上院本会議での最終表決結果は賛成97票、反対3票だった。

これは、宗教関係で進歩派と保守派のコンセンサスが生まれた稀なケースだったが、上記したような状況変化が進んで行くとすれば、このようなことも今後は徐々に増えていくのであるまいか。ことに、ピープル・フォーが90年代の伸び悩み傾向を脱却して大きく飛躍していくためには、こうした面でも重要な役割を演じていく必要があると言えよう。

VII. おわりに

最後に、ピープル・フォーの創設以来これまでの活動を全体として評価するとなれば、どのような結論になるであろうか。第一に挙げられる点は、宗教保守運動や司法府などの超保守化・極端化をある程度阻止・緩和してきたことである。仮に、前掲したピープル・フォーなどの活動が行われていなかつたとすれば、80年代以降におけるアメリカの保守化はもっと行き過ぎていた公算が大きい。逆に、ジョースタッドなどは、「宗教保守運動がこれほどはっきりと政治に介入していなければ、ピープル・フォーは生まれて来なかつたこ

とだろう」と言い切っているほどである。⁴²⁾ その意味で、ピープル・フォーは結果的にせよ、主に文化的な分野でこの国の中道化、均衡化を促進し、国民統合への道でそれなりの寄与をしてきたと言えるのではあるまいか。

第二に、有権者登録促進や、一般市民への情報・援助提供などを通じ、市民や若年層の啓発・組織化による民主主義活性化にかなりの貢献をしてきた点が指摘できよう。上述の通り、ピープル・フォーの有権者登録促進活動も元をただせば、宗教保守運動の進出を阻止する目的で始められたものだが、その後は宗教保守運動と直接関係はなくなり、純粹な政治参加促進活動になっている。ピープル・フォーが今後、こうした活動に一層力を入れていくとすれば、保守派に対し不寛容であるといった批判は薄れて、その評価がさらに高まっていくことになろう。

第三に、1960年代の公民権運動など進歩派の活動と比較した場合、当然のことながら、メディアの活用や各種情報・資料の提供・頒布に非常な力を入れている点である。60年代には、公民権運動のデモ隊などが超保守派グループや警官隊と物理的に衝突し、流血の惨事を起こすことも稀ではなかった。それに対し、ピープル・フォーが、言論・情報活動に重点を置いてきたことは、先進民主主義国家で自由を守っていく行き方として最も望ましいと言ってよからう。

第四に、ピープル・フォーの活動は多くの財団からの資金援助によって支えられてきたことが挙げられる。その年次報告やその他のパンフレットには、寄付者としておびただしい数の財団名が列記されている。その中には、ロックフェラー、カーネギーといった著名な巨大財団もあるが、名もない企業や資産家の財団も多く含まれている。このようなことは、税法上の違いもあって日本などでは余り考えられないが、アメリカでは民主主義システムの活性化を財政的に支えていく大きな力になっていると言えよう。

註

1) 本稿は主として、筆者が1996年3月アメリカ東部に滞在して行った現地調査の結果に基づくものである。その調査の際、特に「ピープル・フォー」

のMaritza Celis女史をはじめ、「クリスチャン・コアリション」のGerald A.Giblin、「アメリカ法律・正義（擁護活動）センター」(AULJ) のJames M.Henderson、「全米キリスト教会協議会」(NCC) のCarol J. Fouke各氏らから貴重な資料の提供、閲覧、複写許可、質疑応答など特別な協力を得た。ここに記して感謝の意を表したい。

- 2) アメリカにおける Religious Right とその最近の動きについては、拙稿「アメリカの宗教保守主義運動と民主主義政治システム」『惠泉女学園大学人文学部紀要』第 8 号、1996年、を参照。アメリカの Religious Right に関する英文書誌目録としては、Charles H. Lippy, *Modern American Popular Religion: A Critical Assessment and Annotated Bibliography*, (Westport, Connecticut : Greenwood Press, 1996) の Chapter 4 Evangelicalism, Fundamentalism and the Religious Right と、Chapter 5 Radio and Television Ministries が網羅的である。その他、森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』(講談社、1996年)；高山眞知子「信仰心の復活と台頭するキリスト教右翼」、五十嵐武士ほか編『アメリカの社会と政治』(有斐閣、1995年) 所収；古森義久『アメリカの「影」の勢力』(PHP研究所、1996年) なども参考になる。
- 3) Steve Bruce, *The Rise and Fall of the New Christian Right: Conservative Protestant Politics in America 1978 – 1988*, (Oxford : Clarendon Paperbacks, 1990), p.178.
- 4) 略称としては、研究者の中にも、PAW を使っている者が少なくないが、同団体自身は少なくとも最近は、PFAW および People For で統一している。
- 5) Paul J.Weber and W. Landis Jones, *U. S. Religious Interest Groups : Institutional Profiles*, (Westport, Connecticut : Greenwood Press, 1994)
- 6) 直訳すれば、「アメリカ市民的自由連盟」になるが、日本で提携している社団法人自由人権協会は、「アメリカ自由人権協会」と訳している。
- 7) Erling Jorstad, *The New Christian Right 1981 – 1988 : Prospects for*

- the Post-Reagan Decade*, (Lewiston, New York :The Edwin Mellen Press, 1987), p.265.
- 8) Bruce, *The Rise and Fall*………, pp.178—179.
- 9) PFAW 1989 Annual Report, *A decade defending liberty 1980—1990*, p.5
- 10) *Encyclopedia of Associations*, 30th Edition, (Detroit :Gale Research Inc., 1996), p.2015.
- 11) *Ibid.* ;PFAW 1994 Annual Report ;Weber & Jones, *U. S. Religious Interest*………,などによる。
- 12) PFAW, *Attacks on the Freedom to Learn*, 1994—1995 Report, pp.5—6.
- 13) PFAW 1991 Annual Report, p.11.
- 14) 拙稿「アメリカの宗教保守主義と………」p.6 およびp.16—17を参照。
- 15) Matthew Freeman, *The San Diego Model: A Community Battles the Religious Right*, (PFAW, 1993) が詳しい。
- 16) *PFAW News*, Vol. 2, No.3, Summer 1996.
- 17) *Ibid.*
- 18) PFAW 1993 Annual Report, p.3.
- 19) *STAR Students Talk About Race*, PFAW brochure (no date).
- 20) PFAW 1993 Annual Report, pp.9—12.
- 21) PFAW, “First Vote” brochure ;“First Vote” Teaching Unit on Voter Education and Registration (no date).
- 22) PFAW 1994 Annual Report, p.32.
- 23) James Davison Hunter, *Culture Wars: The Struggle to Define America*, (New York :Basic Books, 1991), pp.252—253.
- 24) *New York Times*, CD-ROM edition, June 13, 1995.
- 25) PFAW 1992 Annual Report, p.17.
- 26) Bruce, *The Rise and Fall*………, p.180.
- 27) 例えば, Ralph Reed, *Active Faith: How Christians Are Changing the*

- Soul of American Politics*, (New York : The Free Press, 1996), p. 173.
- 28) Hunter, *Culture Wars*....., p.148.
- 29) *Ibid.*, p.154.
- 30) Jorstad, *The New Christian Right*....., p.267. ; Bruce, *The Rise and Fall*....., p.91.
- 31) PFAW News, Vol. 2, No.3, Summer 1996.
- 32) PFAW 1994 Annual Report, p.7.
- 33) *National Review*, January 22, 1990, p.17 – 18.
- 34) PFAW News, Summer 1996.
- 35) PFAW, *Winning Through Reason, Not Fear: Meeting the Challenge of the Religious Right*, (1994), p.13, and p.22.
- 36) George Gallup, Jr., *The Gallup Poll: Public Opinion 1993*, (Wilmington, Delaware : Scholarly Resources Inc., 1994) p.75.
- 37) *Ibid.*, p.73.
- 38) Hunter, *Culture Wars*, p.153.
- 39) *National Journal*, January 13, 1996.
- 40) *Congressional Quarterly Weekly Report*, June 27, 1992. p.1889.
- 41) *Congressional Quarterly Almanac 1993*, (Washington D.C. : Congressional Quarterly Inc., 1994), p.315.
- 42) Jorstad, *The New Christian Right*....., p.265.